

58—14 P U D T

求意見・意見陳述

1. 求意見制度及び意見陳述制度の概要

無効審判等（延長登録無効審判、不使用取消審判、不正使用取消審判を含む。以下本節 58—14 において同じ。）の審決取消訴訟において、裁判所は、特許庁長官に対し、当該事件に関する特許法等の適用その他の必要な事項について、意見を求めることができる（求意見制度）（§特 180 の 2①、③）。

また、無効審判等の審決取消訴訟において、特許庁長官は、裁判所の許可を得て、裁判所に対し、当該事件に関する特許法等の適用その他の必要な事項について、意見を述べることができる（意見陳述制度）（§特 180 の 2②、③）。

2. 求意見制度及び意見陳述制度が設けられた趣旨

無効審判等の審決取消訴訟においては、特許庁は、当事者としてその審理に関与することはできない。しかしながら、無効審判等において、特許庁の法令解釈や運用基準が争点となり、裁判所が、特許庁の法令解釈や運用基準とは異なる法令解釈等に基づいて審決を取り消す判決をしたときには、その法令解釈や運用基準に大きな影響を与える可能性がある。そのため、無効審判等の審決取消訴訟においては、専門官庁である特許庁の考え方が裁判所の訴訟審理に反映され、それを踏まえた判断がなされることが望ましい。

そこで、無効審判等の審決取消訴訟において、裁判所が特許庁に意見を求める求意見制度、及び、特許庁からの申立てにより裁判所が許可を与えて特許庁が裁判所に意見を述べる意見陳述制度が設けられている。

（改訂 R1.6）